名古屋市地域防災計画

一 共通編 一

<令和5年6月・修正案>

名古屋市防災会議

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
第1章	章 総	則		
1	12	第3節 各機関の処理すべき事務又は業務	第3節 各機関の処理すべき事務又は業務	
		の大綱	の大綱	
		第1 名古屋市	第1 名古屋市	
		$1\sim 32$ (略)	$1\sim 32$ (略)	
	13	(追加)	33 災害救助法に基づく被災者の救助	防災活動体制の見直
			34 洪水予報及び水防警報の発表、水位周知	しに伴う修正
			河川の水位、排水調整対象河川、水位周知	
			下水道の水位到達情報に対する措置	
	13	第2 指定地方行政機関	第2 指定地方行政機関	
		〔東海財務局〕	〔東海財務局〕	
		1 災害復旧事業等のための財政融資資金	1 災害復旧事業費の査定立会に際しては、	防災活動体制の見直
		による短期貸付及び長期貸付	災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期	しに伴う修正
			するとともに、民生の安定を図るため、	
			可能な限り早期に災害復旧事業の実施に	
			<u>対応</u>	
		2 災害が発生し、又は発生するおそれがあ	2 地方公共団体が緊急を要する災害復旧	
		る場合においては、現地における災害の	事業等のために災害つなぎ資金を希望す	
		実情、資金の需要状況等に応じ、関係機	る場合には、短期貸付の措置を適切に運	
		関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機	<u>用</u>	
		関等に対して機を逸せず必要と認められ		
		る範囲内で、適切な措置の要請		

連番	頁		修正前		修正後	備	考
	13	3	災害が発生した場合又は警戒宣言が発	3	地方公共団体が災害復旧事業等に要す		
			せられた場合の応急措置等のために必要		る経費の財源として地方債を起こす場合		
			な当局管理の国有財産にかかる無償貸		は、資金事情のゆする限り、財政融資資		
		4	付等の措置 ※実復に東業典の本字式会いと際して	4	金をもって措置		
		4	災害復旧事業費の査定立会いに際して は、災害復旧事業の公平かつ適正な実施	4	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の		
			を期するとともに、民生の安定を図る上		実情、資金の需要状況等に応じ、関係機		
			からできるだけ早期に災害復旧事業を実		関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機		
			施することができるようにする。		関等に対して機を逸せず必要と認められ		
					る範囲内での適切な措置を要請する一		
					方、被災者等からの金融相談ニーズに対		
					応する金融相談窓口を設置		
		5	警戒宣言時、必要に応じて、適当と認め	5	災害が発生した場合又は原子力緊急事		
			る機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、		態宣言が発せられた場合における応急措		
			民間金融機関等に対し、その業務の円滑な		置等のため必要があると認められるときは、		
			遂行を確保するため、適切な措置を講じる		管理する国有財産について、関係法令等の		
			よう要請		定めるところにより、無償貸付等の措置を		
		C	西フカ取為事能学会が珍珠された相入		<u>適切に実施</u>		
		<u>6</u>	原子力緊急事態宣言が発せられた場合 の応急措置等のために必要な当局管理の	<u> </u>	<u>削除)</u>		
			国有財産にかかる無償貸付等の措置				
		[[東海北陸厚生局] (略)		(東海北陸厚生局) (略)		

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	13	〔東海農政局〕	〔東海農政局〕	
		1~4 (略)	1~4 (略)	
		5 農地、農業用施設等の災害時における応	5 農地、農業用施設等の災害時における応	
		急措置について指導を行うとともに、こ	急措置について指導を行うとともに、こ	
		れらの災害復旧事業の実施及び指導 <u>(追</u>	れらの災害復旧事業の実施及び指導 <mark>及び</mark>	文言整理
		<u>加)</u> の実施	<u>助言</u> の実施	
		6~11 (略)	6~11 (略)	
	14	〔中部森林管理局〕	〔中部森林管理局〕	
		1~2 (略)	1~2 (略)	
		3 国有林野からの林産物等の流失予防対	_(削除)_	
		策を実施するとともに、災害発生に当た		
		っては、極力部外へ危害を及ぼさないよ		
		<u>う処置する。</u>		
		4 災害復旧用材の供給、被災地等におけ	3 災害復旧用材の供給、被災地等におけ	
		る木材の需要安定等について、都道府県	る木材の需要安定等について、都道府県	
		知事等から要請があった場合、国有林材	知事等から要請があった場合、国有林材	
		の供給の促進、輸送販売の実施、木材関	の供給の促進、輸送販売の実施、木材関	
		係団体等への要請等に努め、災害救助及	係団体等への要請等に努め、災害救助及	
		び災害復旧への協力	び災害復旧への協力	
		5 都道府県、市町村等から災害応急対策	4 都道府県、市町村等から災害応急対策	
		に必要な機械器具等の貸付又は使用の	に必要な機械器具等の貸付又は使用の	
		要請への協力	要請への協力	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		〔中部経済産業局〕(略)	〔中部経済産業局〕(略)	
		〔中部近畿産業保安監督部〕(略)	〔中部近畿産業保安監督部〕(略)	
		〔中部運輸局〕(略)	〔中部運輸局〕 (略)	
	15	〔名古屋海上保安部〕	〔名古屋海上保安部〕	
		1 海難救助、緊急輸送、排出油等の防除、	1 情報の収集、伝達の実施	
		被災者の救助・救援活動		
		2 交通整理、航路障害物の除去等の海上	2 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災	
		交通の安全確保	害の発生、その他災害に関する情報の伝	
			<u>達および周知</u>	
		3 海上における治安の維持、不法投棄等	3 海難の救助、排出油等の防除及び救済	
		<u>の取締り</u>	を必要とする場合における援助	
		4 船舶・臨海施設・釣り客等に対し、東海	4 海上における船舶交通の安全確保を図る	
		地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震	ため、航路障害物の除去、航行警報、水路	
		臨時情報その他地震等に関する情報の伝	通報等の通報の実施	
		達及び周知		
		5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し	5 海上の安全確保を図るため、船舶に対し	
		避難勧告 <u>(追加)</u> 、移動命令及び危険物積	避難勧告 (港測法) 、移動命令及び危険物	
		載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指示	積載船舶・臨海施設に必要な保安措置の指	
			示	
		(追加)	6 海上火災の発生する恐れのある海域にい	
			る者に対し、火気の使用の制限又は禁止の	
			<u>周知</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		(追加)	7 排出油に対し、措置義務者に除去を命ず	
			る等必要な措置	
		(追加)	8 海上における治安の維持	
		6 原子力災害発生時における、情報の収集	9 原子力災害発生時における、情報の収集	
		及び海上保安庁等への通報	及び海上保安庁等への通報	
		7 原子力災害発生時における、海上におけ	10 原子力災害発生時における、海上にお	
		る環境放射線モニタリングへの支援	ける環境放射線モニタリングへの支援	
		(追加)	11 原子力災害発生時における、現場海域	
			への入域制限及び人命救助の実施	
		8 原子力災害発生時における、周辺海域の	12 原子力災害発生時における、周辺海域	
		在船舶等に対する情報周知	の在船舶等に対する情報周知	
		〔名古屋地方気象台〕(略)	〔名古屋地方気象台〕 (略)	
		〔東海総合通信局〕 (略)	〔東海総合通信局〕(略)	
		〔愛知労働局〕	〔愛知労働局〕	
		1 (略)	1 (略)	
		2 被災労働者に対する労災補償の迅速	2 化学設備を有する事業主に対して、危	
		<u>給付</u>	<u>険物・有害物の漏えい等による災害防止</u>	
			のための監督指導等を実施し、労働者の	
			安全衛生の確保	
	16	3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う	3 災害応急工事、災害復旧工事等を行う	
		事業者に対する監督指導等を実施 <u>(追</u>	事業者に対する監督指導等を実施 <mark>し、労</mark>	
		<u>加)</u>	働者の安全衛生の確保	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		4 労災病院・労災保険指定病院等への医	4 被災者の医療対策について必要がある	
		師等派遣要請、医薬品の提供要請等	と認められるときは、管轄区域内にある	
			労災病院又は労災保険の指定病院等に	
			対して、医師その他の職員の派遣、医薬	
			品の提供等必要な措置の要請	
		5 被災者に対する職業相談、職業紹介等		
		窓口の設置	<u>事務</u>	
		6 化学設備を有する事業主に対して、危険	(削除)	
		物・有害物の漏えい等による災害防止のた		
		めの監督指導等を実施し、労働者の安全衛		
		生の確保		
			6 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮	
		小等により、失業した人に対して職業相	小等により、失業した人に対して職業相	
		談を行うとともに、就職先の確保	談を行うとともに、就職先の確保	
			7 激甚災害に対処するための特別の財政援	
		助等に関する法律第25条に基づき、雇用	助等に関する法律第25条に基づき、雇用	
		保険求職者給付における基本手当の支給	保険求職者給付における基本手当の支給	
		9 原子力事故の発生に係る厚生労働省への	,, ,	
		通報	通報	
			9 原子力災害発生時における、事業者に対	
		対する労働者退避等の措置の指示	する労働者退避等の措置の指示	
		〔中部地方整備局〕	〔中部地方整備局〕	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	16	1 災害予警報を始めとする災害に関する	(削除)	
		情報(地震予知情報等、警戒宣言、南海		
		トラフ地震臨時情報を含む。)の収集、		
		<u>伝達及び被害調査</u>		
		2 情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災		
		害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣によ		
		る、被災地方公共団体等が行う、被災状		
		況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の		
		防止、被災地の早期復旧その他災害応急		
		対策に対する支援		
		3 道路啓開等緊急交通確保、道路施設及		
		び堤防、水門等河川管理施設の災害応急		
		対策工事		
		4 災害復旧工事の施工等		
		5 港湾における緊急物資輸送ルートの確		
		保に関する計画、指導及び事業実施		
		6 海上流出油災害に対する防除等の措置		
		7 災害予防		
		(1)所管施設の地震に対する安全性を確保		
		するため、緊急性の高い箇所から計画的・		
		重点的に耐震性の確保		
		(2)地震発生後の応急復旧を円滑に進める		

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	16	ために災害応急復旧用資機材について		
		備蓄等を推進		
		(3) 防災訓練は、簡易画像伝送システム等		
		による被災調査報告等の機動力を生か		
		した実践的な方法をもって実施		
		(4) 大規模災害による被災施設の復旧等を		
		より迅速、確実、効果的に行うため、公		
		共土木施設等の被災状況モニター制度		
		及びボランティアによる活動で被災状況		
		の情報収集活動を行う防災エキスパート		
		制度を活用		
		(5) 港湾における緊急物資輸送ルートの		
		確保に関する計画、指導及び事業実施		
		8 地域防災応急対策		
		(1)警戒宣言時、緊急輸送路を確保する等		
		の目的で実施される交通規制への協力		
		(2) 道路利用者に対して、地震予知情報及		
		び道路障害規制等の情報提供を道路情		
		報板や道の駅等の道路情報提供装置を		
		用いて行い、情報の周知を図るとともに、		
		低速走行の呼びかけ実施		
		(3)情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	16	害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣によ		
		る、被災地方公共団体等が行う、被災状		
		況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の		
		防止、被災地の早期復旧その他災害応急		
		対策に対する支援		
	17	9 応急復旧		
		(1) 気象庁が地方整備局管内で震度4以上		
		を発表した場合、自動的に職員が参集す		
		る等の災害対策体制を整え所掌業務を		
		<u>実施</u>		
		(2) 災害発生後の応急対策を実施する際、		
		防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力		
		を実施		
		(3) 災害発生時における緊急輸送道路の確		
		保として、関係機関と調整を図りつつ、		
		路上障害物の除去等を実施		
		(4) 地震発生後、体制を速やかに整え、所		
		管施設の緊急点検を実施		
		(5) 港湾・海岸保全施設等の被災に対する		
		総合的な応急対策並びに応急復旧に関		
		する計画・助言及び事業を実施		
		<u>(6)飛行場の被災に際しては、必要に応じ</u>		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		総合的な応急対策及び応急復旧工事を		
		<u>施行</u>		
		(7)海上の流出油災害に対し、防除等必要		
		な措置を実施		
		(8) 県からの要請に基づく災害対策用建設		
		機械等の貸付		
		(9) 航路啓開に関する計画に基づく、津波		
		流出物の除去等による海上緊急輸送路		
		<u>の確保</u>		
	17	(追加)	1 災害予防	
			(1)降雨、河川水位などについて観測	
			(2) 名古屋地方気象台・岐阜地方気象台	
			と共同して洪水予報(氾濫注意情報、	
			氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発	
			生情報)の発表及び関係機関に連絡	
			<u>(3)水防警報の実施</u>	
			(4) 災害発生後に応急復旧を円滑に進め	
			るための災害応急復旧用資機材の備	
			蓄の推進	
			(5) 実践的な防災訓練の実施	
			(6) 大規模災害による被災施設の復旧等	
			をより迅速、確実、効果的に行うため、	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	17		公共土木施設等の被災状況モニター	
			制度及びボランティアによる活動で被	
			災状況把握及び応急対策等に対する	
			防災協力活動を行う防災エキスパート	
			制度の活用	
			(7) 災害から港湾並びに地域住民の生	
			命、身体及び財産を防護するため、港	
			湾・海岸保全施設等の整備に関する計	
			画。指導及び事業の実施	
			2 初期対応	
			害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣によ	
			る、被災地方公共団体等が行う、被災状	
			況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の	
			防止、被災地の早期復旧その他災害応急	
			対策に対する支援	
			3 応急復旧	
			(1)災害が発生した場合又は発生するおそ	
			れのある場合、必要な体制を整え所掌事	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			(2) 災害発生後の応急対策を実施する際、	
			防災関係機関と密接な連絡の保持及び	
			<u>協力</u>	
			(3)災害発生時における緊急輸送道路の	
			確保として、関係機関と調整を図りつ	
			つ、路上障害物の除去等の実施	
			(4)災害発生後、体制を速やかに整え、所	
			管施設の緊急点検の実施	
			(5)港湾・海岸保全施設等の被災に対す	
			る総合的な応急対策並びに応急復旧	
			に関する計画・指導及び事業の実施	
			(6)海上の排出油災害に対し、除去等必	
			要な応急措置	
			(7)要請に基づき、中部地方整備局が保	
			有している防災ヘリコプター・災害対	
			策用機械・油回収船・浮体式防災基地	
			等の出動	
	17	第3 愛知県	第3 愛知県	
		1 災害予警報を始めとする災害に関する	(削除)	防災活動体制の見直
		情報(地震予知情報等、警戒宣言、南海		しに伴う修正
		トラフ地震臨時情報を含む。)の収集、		
		<u>伝達及び被害調査</u>		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	17	2 災害救助法にかかる資源配分		
		3 自衛隊に対する派遣要請		
		4 その他市町村の災害事務又は業務の実		
		施についての総合調整		
		5 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思		
		<u>想の普及</u>		
		6 避難地、避難路、その他地震防災上緊急		
		に整備すべき施設等の整備		
		7 自主防災組織の育成及びボランティアに		
		よる防災活動の環境の整備		
		8 災害広報(地震予知情報等、警戒宣言、		
		南海トラフ地震臨時情報を含む。)		
		9 地震防災応急対策について、市長に指示		
		し、又は、他の市町村長に応援の指示		
		10 緊急通行車両等の確認証明書発行		
		11 避難の指示の代行		
		12 市町村の実施する被災者の救助の応援		
		及び調整		
		13 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関		
		する応急措置		
		14 市町村の実施する消防活動及び浸水対		
		策活動に対する指示及び調整		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	17	15 被災児童・生徒等に対する応急教育		
		16 緊急車両の通行を確保するための道路啓		
		<u>開</u>		
		17 公共土木施設、農地及び農業用施設等に		
		対する応急措置		
		18 農産物、家畜、林産物及び水産物に対す		
		る応急措置 10、※は、温いは何、光明スの体は※)を開か		
		19 消防、浸水対策、救助その他防災に関す		
		<u>る業務施設・設備の整備</u> 20 公共土木施設、農地及び農林水産用施設		
		20 公共土木施設、農地及び農林水産用施設 等の新設、改良及び災害復旧		
		21 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供		
		21 秋め物質、L上子内大柴内寺心安部内の民 給又は調達若しくはあっせん		
		22 危険物施設の保安確保に必要な指導、助		
		言及び立入検査		
	18	23 地下街等の保安確保に必要な消防設備		
		の指導及び助言		
		24 県の管理する港湾区域及び港湾施設の		
		25 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい		
		(流出) による人体・環境に及ぼす影響の		
		調査並びにその対策等安全確保		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	18	26 防災ヘリコプター、衛星通信車載局を活		
		用するとともに、調査班を編成し、被害状		
		<u>況の把握</u>		
		27 市町村の実施する被災建築物・宅地の応		
		急危険度判定活動に対する支援・調整		
		28 被災者生活再建支援法に基づき、被災世 帯に対する支援金の支給に関する事務		
		(追加)	1 災害予警報をはじめとする災害に関する	
		<u>(足//II/)</u>	情報の収集伝達	
			2 名古屋地方気象台と共同して、洪水につ	
			いての水防活動の利用に適合する警報及び	
			注意の発表	
			3 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警	
			<u>戒情報を発表する</u>	
			4 災害広報	
			5 避難の指示の代行	
			6 市町村の実施する被災者の救助の応援及	
			<u>び調整</u>	
			7 災害救助法に基づく被災者の救助を行う	
			8 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関	
			する応急措置	
			9 水防管理団体の実施する水防活動及び市	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	18		町村の実施する消防活動に対する指示及び	
			<u>調整</u>	
			10 被災児童・生徒等に対する応急の教育	
			11 公共土木施設、農林水産業施設等の新	
			設、改良及び防災対策並びに災害復旧の実	
			<u>施</u>	
			12 農作物、家畜、林産物及び水産物に対す	
			<u>る応急措置</u>	
			13 緊急通行車両等の確認及び確認証明書	
			<u>の交付</u>	
			14 水防、消防、救助その他防災に関する施	
			設・設備の整備	
			15 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の	
			供給又は調達若しくはあっせん	
			16 危険物施設等の保安確保に必要な指導、	
			助言及び立入検査の実施	
			17 地下街等の保安確保に必要な指導。助言	
			<u>の実施</u>	
			18 自衛隊の災害派遣	
			19 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい	
			(流出) による人体、環境に及ぼす影響の	
			調査並びにその対策等安全対策	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			20 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備	
			21 防災上必要な教育及び並びに防災思想 の普及	
			22 防災ヘリコプター、災害対策用指揮者、 可搬型衛星通信局を活用するとともに、調	
			<u> 査班を編成し、被害状況の把握</u> 23 被災者生活再建支援法に基づき、被災世	
			帯に対する支給金の支を行う 24 名古屋飛行場に防災対策の実施	
			25 県が管理する河川及び海岸について、洪水子報、水防警報、水位情報の周知、排水	
	18	29 原子力事業者との通報・連絡体制の整備30 環境放射線モニタリングの実施	調整を行う26原子力事業者との通報・連絡体制の整備27環境放射線モニタリングの実施	通番修正
		31 原子力災害発生時における、健康被害 防止に係る整備	28 原子力災害発生時における、健康被害 防止に係る整備	
		32 放射性物質による汚染除去への協力 33 原子力災害発生時における、飲料水、	29 放射性物質による汚染除去への協力 30 原子力災害発生時における、飲料水、	
		食品等の摂取制限 34 原子力災害発生時における、各種制限	食品等の摂取制限	
		措置の解除指示	措置の解除指示	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
連番	19	35 原子力災害発生時における、心身の健 康相談体制の整備	修正後 32 原子力災害発生時における、心身の健康相談体制の整備 33 原子力災害に対する国の専門家の派遣要請第4(略)第5 自衛隊 (削除)	
		(2) 災害派遣計画を作成 (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、 本部訓練を含めた防災訓練等に積極的 に参加 4 東海地震注意情報に伴う措置 (1) 各部隊は災害派遣準備を促進 (2) 連絡班及び偵察班の派遣準備 (3) 北陸及び滋賀県所在部隊を東海地区へ 集中		

連番	頁	修正前	修正後	備考
	19	(4) 航空機の一部を守山駐屯地等に移動		
		し、指揮・連絡活動を実施		
		5 警戒宣言時の措置		
		(1)災害派遣準備を促進		
		(2)所要の地点に偵察班を派遣		
		(3) 必要に応じ航空偵察を実施		
		(4) 地震警戒本部(状況により他の機関)		
		<u>へ連絡班(連絡幹部)を派遣</u>		
		_6 発災後の対処		
		(1)即時救援活動		
		人命救助を最優先した即時救援活動		
		<u>を実施</u>		
		(2) 応急救援活動		
		引き続き、応急救援活動を実施		
		(3) 本格対処		
		対処構想に基づき、被害の状況を把		
		握しつつ、関係機関と密接に調整し、		
		総力を結集して、効率的な救助活動を		
		<u>実施</u>		
		7 原子力災害発生時における、緊急時モニ		
		<u>タリングの支援</u>		
		(追加)	自衛隊は、災害派遣要請者(県知事、第	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
			四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空	
			港事務所) からの要請に基づき、防災活動	
			を実施するとともに、災害の発生が突発的	
			で、その救援が特に急を要し要請を待つい	
			とまがないときは、要請を待つことなく防	
			災活動を実施する。	
			<u>(1)被害状況の把握</u>	
			(2)避難の援助	
			(3) 遭難者等の捜索救助	
			<u>(4)水防活動</u>	
			<u>(5)消防活動</u>	
			(6)道路又は水路の啓開	
			(7)応急医療、救護及び貿易	
			(8)人員及び物資の緊急輸送	
			<u>(9)給食及び給水</u>	
			<u>(10)入浴支援</u>	
			(11)救援物資の無償貸付又は譲与	
			(12)危険物 (火薬類等) の保安及び除去	
			(13)その他自衛隊の能力で対処可能な防	
			<u>災活動</u>	
	19	第6 指定公共機関	第6 指定公共機関	
		〔日本郵便株式会社〕	〔日本郵便株式会社〕	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		(追加)	災害の発生時又はそのおそれがある場合	文言整理
			においては、可能な限り窓口業務を確保す	
			<u>3.</u>	
			また、災害の態様、被害者・被災地の実	
		様、被害者・被災地の実情に応じ、次のと		
		おり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い		
		及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。	的確に実施する。	
		1~3 (略)	1~3 (略)	
		(追加)	4 被災地の被災者の救助を行う地方公共	
			団体等にあてた救助用の物を内容とする	しに伴う修正
			<u>ゆうパックの料金免除の実施</u>	
		4 被災者の救助を行う団体が被災者に配		
		布する救助物資を購入するために必要な	布する救助物資を購入するために必要な	
		費用に充てるため、あらかじめ当該団体		
		からの申請に基づき、総務大臣の認可を	からの申請に基づき、総務大臣の認可を	
		得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布	得て、お年玉付郵便葉書等寄附金の配布	
	20	5 災害の発生時又はそのおそれがある場	(削除)	
		合における、可能な限りの窓口業務確保		
		[日本赤十字社] (略)	[日本赤十字社] (略)	
		〔中日本高速道路株式会社〕	〔中日本高速道路株式会社〕	
		1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	(削除)	
		2 高速自動車国道の改築、維持、修繕又は	高速自動車国道の改築、維持、修繕又は	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		その管理を行うとともに災害復旧を実施	その管理を行うとともに災害復旧を実施	
	20	〔独立行政法人水資源機構〕	〔独立行政法人水資源機構〕	
		1 愛知用水の施設(ダム、調整池、頭首工、	(削除) 水資源開発施設等(ダム、調整池、	
		用排水路、水門等) <u>の機能の維持に努め</u>	頭首工、用排水路、水門等) <u>の保全及び同</u>	
		るとともに、これらの施設の災害復旧を	施設を通じて行われる流水の機能の維持及	
		<u>実施</u>	びこれらの施設の災害復旧	
		2 東海地震注意情報が発表されたときは、	(削除)	
		中部支社等に防災本部を設置し、地震防		
		災応急対策の円滑な推進		
		〔独立行政法人国立病院機構本部〕	〔独立行政法人国立病院機構本部〕	
		1 所管する国立病院機構の病院において	(削除)	
		医療救護班を編成し、知事の応援要請に		
		基づき直ちにこれを出動させ、被害者の		
		医療及び助産を実施		
		2 所管する国立病院機構の病院をして、そ		
		の可能な範囲において被災傷病者の収容		
		<u>治療を実施</u>		
		3 前記の活動については、必要と認める場		
		合には東海北陸ブロック事務所をして医		
		療救護班の活動支援		
		(追加)	知事の応援要請に基づき、医療班等の派	
			遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
			護活動	
	20	[西日本電信電話株式会社、株式会社工	(削除)	
		ヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、KDDI株		
		式会社〕		
		1 重要通信の確保及び施設・設備の応急		
		<u>対策</u>		
		2 被災地の応急通信確保		
		3 災害時における情報(地震予知情報、警		
		戒宣言)等の正確かつ迅速な収集、伝達		
		4 地震予知情報、警戒宣言等が発せられた		
		場合及び災害応急措置の実施に通信が必		
		要な場合に通信設備の優先的利用		
		5 発災後に備えた災害応急対策用資機材		
		及び人員の配備		
		6 気象等警報を市町村へ連絡		
	21	7 災害時における公衆通信、携帯電話の通		
		信の確保並びに被災施設及び設備の早期		
		<u>復旧</u>		
		8 契約約款等に基づき、災害関係電報電		
		話料金、災害関係携帯電話料金等の免除		
		9 通信施設の耐災害性を強化		
		10 発災直後の輻輳対策措置		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
) 理 ()	21	(追加)	[西日本電信電話公社] 1 発災時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備 5 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧 6 気象等警報の市町村への連絡 7 電話サービス契約約款等に基づき、災害	//用 · 与
		(追加)	関係電話料金等の免除	

連番	頁	修 正 前	修正後	備考
	21		4 災害時における通信の確保並びに被災施	
			<u>設及び設備の早期復旧</u>	
			5 電話サービス契約約款等に基づき、災害	
			関係電話料金等の免除	
		(追加)	〔株式会社 NTT ドコモ〕	
			1 災害時における情報等の正確かつ迅速な	
			<u>収集、伝達</u>	
			2 災害応急措置の実施に必要な通信に対し	
			て、通信設備を優先的に利用	
			3 発災後に備えた災害応急対策用資機材及	
			<u>び人員の配備</u>	
			4 災害時における携帯電話の通信確保並び	
			に被災施設及び設備の早期復旧	
			5 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、	
			災害関係携帯電話料金等の免除	
		(追加)	〔KDDI 株式会社/ソフトバンク株式会社/楽	
			天モバイル株式会社〕	
			1 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急	
			対策の実施	
			2 災害時における電気通信の確保、被災施	
			設及び設備の早期復旧	
			3 災害応急措置の実施に必要な通信に対し	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
			て、防災関係機関からの要請により優先的	
			<u>に対応</u>	
	21	〔日本放送協会〕	〔日本放送協会〕	
		1 気象予警報等の放送周知	<u>(削除)</u>	
		2 災害情報及び災害対策に関する放送		
		3 平常時から防災知識の普及に関する放		
		送の実施		
		4 災害時における放送送出を確保するた		
		め、放送施設の整備拡充		
		5 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等		
		の伝達及び地震防災応急対策の実施状		
		<u>況等の報告(部内)</u>		
		6 警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報等		
		が発せられた場合及び激甚な大規模災害		
		が発生した場合には、災害対策本部を設		
		置し、万全な体制を整備		
		7 地震防災応急対策のための動員及び準		
		備活動		
		8 地震災害及び社会的混乱の防止を目的		
		とした、地震予知情報等の放送		
		(追加)	1 気象予警報等及び被害状況等の報道	
			2 平常時から防災知識に普及に関する報道	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
			の実施	
			3 放送施設の保守	
	21	〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株	〔東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株	
		式会社〕	式会社〕	
		1 応急輸送対策	(削除)	
		2 被災旅客者の応急救護及び避難誘導		
		(東海旅客鉄道株式会社のみ)		
		3 鉄道車両等による救援物資、避難者等		
		の緊急輸送の協力		
		4 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、	1 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土、	
		電気施設その他輸送に直接関係ある施設の	電気施設その他輸送に直接関係ある施設の	
		保守・管理	保守・管理	
		5 警戒宣言時に正確かつ迅速な情報伝達	(削除)	
		6 地震災害警戒本部等を設置し、地震防		
		災応急対策の円滑な推進		
		7 旅客の避難、救護		
		8 列車の運転規制		
		9 発災後の早期復旧を期するため、その準		
		<u>備体制</u>		
		10 災害により線路が不通となった場合	2 災害により線路が不通となった場合は、列	通番修正
		は、 <u>(追加)</u> 自動車による代行輸送、 <u>(追</u>	<u>車の運転休止、又は</u> 自動車による代行輸送、	
		<u>加)</u> 連絡社線による振替輸送等	<u>及び</u> 連絡社線による振替輸送等	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		11 死傷者の救護及び処置	3 死傷者の救護及び処置	
		12 対策本部は、運転再開に当たり必要に	4 対策本部は、運転再開に当たり必要により	
		より抑止列車の車両の検査、乗務員の円	抑止列車の車両の検査、乗務員の円滑な手	
		滑な手配等	配等	
		13 災害対策に必要な物資及び避難者等の	5 災害対策に必要な物資及び避難者等の	
		人員の輸送に関する協力	人員の輸送に関する協力	
	21	〔東邦ガス株式会社 <u>(追加)</u> 〕	〔東邦ガス株式会社 <mark>※</mark> 〕	分社化による修正
		(追加)	※東邦ガスネットワーク株式会社を含む。	
			(以降同じ)	
		1 災害時におけるガス供給の確保及び	1 ガス施設の災害予防措置	防災活動体制の見直
		<u>広報</u>		しによる修正
		2 ガス施設の災害予防措置を講ずるとと	2 発災後の被災施設の復旧及び供給停止等	
		もに、地震防災応急対策に係る措置	の需要家に対しての早期供給再開	
		3 東海地震注意情報が発表された場合、	(削除)	
		災害対策本部を設置し、地震防災応急対		
		<u>策</u>		
		4 発災後は被災施設の復旧を実施し、早		
		期供給再開		
		〔中部電力株式会社/中部電力パワーグリ	〔中部電力株式会社/中部電力パワーグリ	
		ッド株式会社/株式会社JERA〕	ッド株式会社/株式会社JERA〕	
	22	1 電力設備の災害予防措置の実施	1 電力施設の災害予防措置、被災状況の	
			調査及びその早期復旧	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		2 東海地震注意情報、警戒宣言又は南海	2 電力需給ひっ迫が発生または予測され	
		トラフ地震臨時情報発表時における電力	る場合における他電力会社からの電力融	
		施設の応急安全措置等災害予防に必要	通の実施	
		な応急対策の実施		
		3 発災後の被災状況調査及び早期復旧	(削除)	
		4 災害時における電力供給の確保及び広		
		報		
		5 他電力会社との電力緊急融通のための		
		対策の実施		
		6 原子力防災体制の整備	3 原子力防災体制の整備	通番修正
		7 放射線測定設備及び原子力防災資機材	4 放射線測定設備及び原子力防災資機材	
		等の整備	等の整備	
		8 緊急事態応急対策等の活動で使用する	5 緊急事態応急対策等の活動で使用する	
		施設及び設備の整備、点検	施設及び設備の整備、点検	
		9 原子力防災教育の実施	<u>6</u> 原子力防災教育の実施	
		<u>10</u> 関係機関との連携	7 関係機関との連携	
		11 原子力災害状況の把握及び県への情報	8 原子力災害状況の把握及び県への情報	
		伝達・報告	伝達・報告	
		12 原子力災害発生時における、応急措置、	9 原子力災害発生時における、応急措置、	
		緊急事態応急対策の実施	緊急事態応急対策の実施	
		13 放射性物質による汚染除去への協力	10 放射性物質による汚染除去への協力	
	22	第7 指定地方公共機関	第7 指定地方公共機関	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	22	〔名古屋港管理組合〕	〔名古屋港管理組合〕	
		1 港湾施設(水門、こう門、護岸、防潮壁、	(削除)港湾施設(水門、こう門、護岸、防	防災活動体制の見直
		貯木場等)、海岸保全施設等の維持管理及	潮壁、貯木場等)、海岸保全施設等の維持	しに伴う修正
		び <u>(追加)</u> 災害復旧	管理及び <u>災害予防及び</u> 災害復旧	
		2 港湾における緊急物資及び人員輸送用	(削除)	
		岸壁等の応急対策の指導・協力		
		〔一般社団法人愛知トラック協会〕	[一般社団法人愛知トラック協会]	
		1 災害対策用物資の配送体制の確保	1 災害応急活動のため関係機関からの緊	
			急輸送の対応	
		2 災害時における応急輸送対策	<u>(削除)</u>	
		3 緊急輸送実働訓練の実施及び機関誌に		
		よる広報事業		
		4 警戒宣言時、非常配備体制に入り、緊急		
		輸送対策本部を設置		
		5 緊急輸送対策本部は県下12地区部会に		
		対し、非常配備体制の発令と対策支部の		
		<u>設置を指示</u>		
		6 対策本部及び支部は、出動可能な車両		
		及び要員の数を調査し、その確保に努め、		
		<u>次の事項を伝達</u>		
		(1)乗務員の招集及び点呼		
		(2)車両(ホロ等を含む。)、燃料の点検		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		及び整備		
		(3)必要なパーツ類、スペアタイヤ、信号		
		旗、発煙筒、消火器、救急箱、緊急輸		
		送車表示幕の整備及び非常用食糧の		
		<u>携行</u>		
		7 発災後、再度出動可能な車両及び要員		
		数を把握 8 災害応急活動のため、各機関からの車両		
		<u> 6 火音心忌活動のため、各機関が5の単画</u> 借上げ要請に対する配車の実施		
			2 原子力災害対策用物資の輸送に対する	
		協力	協力	
		[名古屋鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会	U-4-7 •	
		社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速	社、株式会社東海交通事業、名古屋臨海高速	
		鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社〕	鉄道株式会社、愛知高速交通株式会社〕	
		(略)	(略)	
	23	〔名古屋高速道路公社〕	〔名古屋高速道路公社〕	
		1 所管区域の道路施設等の防災管理	(削除)	
		2 車両の応急安全措置		
		3 道路啓開等緊急交通路確保、道路施設		
		等の災害応急対策工事		
		4 災害復旧工事の施工等		
		(追加)	所管する道路の改築、維持、修繕又はその	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	23		管理及び災害復旧	
		〔中日新聞社、朝日新聞名古屋本社、毎日	[各民間放送及び新聞社]	表記の整理
		新聞中部本社、読売新聞中部支社、中部経		
		済新聞社]		
		災害時における広報活動及び被害状況等		
		の速報		
		日本放送協会に準ずる。		
		〔株式会社CBCテレビ、東海ラジオ放送		
		株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古		
		屋テレビ放送株式会社、中京テレビ放送株		
		式会社、テレビ愛知株式会社、株式会社工		
		フエム愛知、株式会社エフエム名古屋〕		
		日本放送協会に準ずる	日本放送協会に準ずる	
2	31	第5節 市民等の基本的責務	第5節 市民等の基本的責務	
		第1 市民の責務	第1 市民の責務	
		「自らの身の安全は自ら守る」が防災の	「自らの身の安全は自ら守る」が防災の	
		基本であり、市民はその自覚を持ち、平	基本であり、市民はその自覚を持ち、平	
		常時より災害に対する備えを心がけ <u>(追</u>	常時より災害に対する備えを心がけ <u>、住</u>	文言整理
		<u>加)</u> るとともに、 <u>自宅の耐震点検等</u> 必要	宅等の耐震診断により耐震性を充分把握	
		に応じた耐震化、家具等の固定、ガラス	<u>す</u> るとともに、 <u>必要に応じた耐震化</u> 、家	
		の飛散防止など <u>自宅の耐震性を充分把</u>	具等の固定、ガラスの飛散防止など <u>(削</u>	
		<u>握するとともに、</u> 災害の発生時には自ら	<u>除)</u> 災害の発生時には自らの身の安全を	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		の身の安全を守るよう行動しなければな	守るよう行動しなければならない。	
		らない。		
第2章	章 災	害予防計画		
3	43	第1節 都市の防災構造強化	第1節 都市の防災構造強化	
		第1 (略)	第1 (略)	
		第2 雨水流出抑制策	第2 雨水流出抑制策	
	44	1 (略)	1 (略)	
		2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水		
		流出抑制の推進	流出抑制の推進	
			透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、	
		浸透雨水桝等を設置することにより雨水	浸透雨水桝等を設置することにより雨水	
		を地中に浸透させることや、公園、校庭、	を地中に浸透させることや、公園、校庭、	
		集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建	集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建	
		築物の一部に雨水を一時的に貯留するこ	築物の一部に雨水を一時的に貯留するこ	
		とにより、その集中的な流出を防ぐよう	とにより、その集中的な流出を防ぐよう	(
		雨水流出抑制を図るものとする。 <u>(追加)</u>	雨水流出抑制を図るものとする。また、	
			浸透雨水ますや雨水タンクの設置に対す	制施設補助金交付要
		the control	る助成を行っている。	綱の策定による助成
		第3~6 (略)	第 3~6 (略)	制度創設による修正
	45	第7 急傾斜地崩壊防止対策	第7 急傾斜地崩壊防止対策	I and the same
		(略)また、土砂災害特別警戒区域内 <u>の</u>	_	表記の整理
		建てられた住宅等の移転・改修に対する	建てられた住宅等の移転・改修に対する	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		助成を行っている。(略)	助成を行っている。(略)	
		第8 (略)	第8 (略)	
	46	第9 建築物の防災対策	第9 建築物の防災対策	
		1 建築物に対する規制と指導	1 建築物に対する規制と指導	
		(略)また、既存建築物のうち、「百貨	(略)また、既存建築物のうち、「百貨店	
		店など不特定多数の人が利用する施設や	など不特定多数の人が利用する施設や高	
		高齢者・障害者等が就寝する施設等で一	齢者・障害者等が就寝する施設等で一定	
		定規模以上の特定建築物」については、	規模以上の特定建築物」については、定	
		定期報告制度の活用にあわせて防災査察	期報告制度の活用にあわせて防災査察な	
		などを <u>充実</u> することにより、建築物の維	どを <mark>実施</mark> することにより、建築物の維持	文言整理
		持管理を徹底させるとともに改修指導を	管理を徹底させるとともに改修指導を推	
		推進し安全性の向上に努める。(略)	進し安全性の向上に努める。(略)	
		2~4 (略)	2~4 (略)	
	47	5 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市	5 住宅市街地総合整備事業(密集住宅市	
		街地整備型)	街地整備型)	
		(略)現在、 <u>大曽根北地区、</u> 筒井地区で	(略)現在、 <u>(削除)</u> 筒井地区で土地区画	事業の終了に伴う修
		土地区画整理事業と連携し事業を推進し	整理事業と連携し事業を推進している。	正
		ている。		
		6 <u>高層建築物</u> の <u>防災</u> 対策	6 <u>超高層建築物等</u> の <u>長周期地震動</u> 対策	文言整理
		長周期地震動の危険性や家具等の転	長周期地震動の影響が比較的大きい	
		<u>倒防止の重要性について広く市民や事業</u>	と考えられる地域内の超高層建築物等の	
		者に周知する。	所有者や管理者に対し、長周期地震動の	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			建物に対する影響や対応策を周知する等	
			<u>のフォローアップを行う。</u>	
		第 10 (略)	第10 (略)	
	47	第 11 建築物の耐震不燃化	第11 建築物の耐震不燃化	
		1~2 (略)	1~2 (略)	
	48	3 建築物の不燃化の促進	3 建築物の不燃化の促進	
		(1)(略)	(1)(略)	
		(2)特殊建築物の指導	(2)特殊建築物の指導	
		また、既設の特殊建築物については、	また、既設の特殊建築物については、	
		定期報告制度の活用にあわせて防災査	定期報告制度の活用にあわせて防災査	
		察などを <u>充実</u> することにより建築物の維	察などを <u>実施</u> することにより建築物の維	文言整理
		持管理を徹底させるとともに改修指導を	持管理を徹底させるとともに改修指導を	
		推進し安全性の向上に努める。	推進し安全性の向上に努める。	
		4 がけ崩れ等による建築物の被災防止	4 がけ崩れ等による建築物の被災防止	
		(1)(略)	(1)(略)	
	49	(2) 大規模盛土造成された宅地は、地震に	(2)大規模盛土造成された宅地は、地震に	
		より、宅地全体が滑ったり崩れたりする	より、宅地全体が滑ったり崩れたりする	
		滑動崩落という現象を引き起こし、建築	滑動崩落という現象を引き起こし、建築	
		物等に多大な被害を及ぼす可能性がある		
		ことが指摘されて <u>いる。</u> 本市において <u>も、</u>		
		東部丘陵地域を中心に大規模盛土造成	平成23年度から調査を進めてきた。	時点修正
		地が多数存在することを確認しており、	その結果、地震による滑動崩落のお	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		大規模盛土造成地の分布状況を調査し、 大規模盛土造成地マップとして公表し た。今後は、大規模盛土造成地の地震 による滑動崩落に対する安全性を確認 するための調査を早期に完了するよう	それがある大規模盛土造成地はなく、 滑動崩落の兆候を把握するために、定 期的な現地踏査による経過観察を実 施している。	
	49	努める。 第12 農地の防災対策 1~2 (略) 3 防災協力農地登録制度の推進	第 12 農地の防災対策 1~2 (略) 3 防災協力農地登録制度の推進	
		避難空間及び災害普及用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。	て活用できる農地を、所有者の協力のもと あらかじめ防災協力農地として登録するこ	誤記修正
4	54	第3節 公共施設の整備(震災対策)	第3節 公共施設の整備(震災対策)	
	55	第1~4 (略) 第5 港湾 1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震 補強	補強	
		名古屋港においては、緊急物資輸送に対 応するため、昭和51年度に市街地に近い 大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平	応するため、昭和 51 年度に市街地に近い	

共通編

成 2 年度に名古屋市の広域防災拠点であ る稲永、稲永東公園と連携が図れる潮凪ふ る稲永、稲永東公園と連携が図れる潮凪ふ	
頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、今後はこれらの施設の機能維持に努め る。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上 海上コンテナ輸送対応として、平成13 年度及び平成24 年度に合わせて鍋田ふ頭に2バース、平成17 年度及び平成20 年度(追加)に合わせて飛島ふ頭に2バースの耐震強化コンテナ岸壁が整備された。 名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため金城 ふ頭に2バース、水富ふ頭に1バース、横 須賀ふ頭に1バース、北浜ふ頭に1バース、大阪 風際海上コンテナ物流機能を維持するため金城 ふ頭に2バース、北浜ふ頭に1バース、横 須賀ふ頭に1バース、 鍋田ふ頭に2バース、 国際海上コンテナ物流機能を維持するため、 飛島ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を位置づけている。(略) 2~4 (略)	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	56	5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・	5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・	
		津波対策	津波対策	
		東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門	東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門	
		及び中川口通船門の地震及び津波に対す	及び中川口通船門の地震及び津波に対す	
		る補強対策を実施し、中川口通船門につい	る補強対策を実施し、中川口通船門につい	
		ては <u>、</u> 平成 30 年度に <u>(追加)</u> 整備が完了し	ては <u>(削除)</u> 平成 30 年度に <u>、堀川口防潮水</u>	
		た。	門については令和3年度に整備が完了し	
			た。	
		6 走錨等に起因する事故対策	6 走錨等に起因する事故対策	
		走錨等に起因する事故の可能性がある	走錨等に起因する事故の可能性がある	
		海上施設周辺海域において、船舶の避難水	海上施設周辺海域において、船舶の避難水	
		域を確保するため、不要に応じて対策を行	域を確保するため、 <mark>必要</mark> に応じて対策を行	
		う。また、走錨等に起因する事故の可能性	う。また、走錨等に起因する事故の可能性	誤記修正
		がある海上施設周辺海域に面する臨港道	がある海上施設周辺海域に面する臨港道	
		路において、船舶の走錨等による臨港道路	路において、船舶の走錨等による臨港道路	
		の損壊を未然に防止するため、必要に応じ	の損壊を未然に防止するため、必要に応じ	
		て対策を行う。	て対策を行う。	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
5	58	第4節 ライフラインの整備	第4節 ライフラインの整備	
		第1 水道施設等	第1 水道施設等	
		1 (略)	1 (略)	
		2 施設の整備	2 施設の整備	
		(1)(略)	(1)(略)	
		(2)水道基幹施設の浸水対策としては、	(2)水道基幹施設の浸水対策としては、	
		既に実施した東海豪雨相当の浸水への	既に実施した東海豪雨相当の浸水への	
		対策に加えて河川氾濫への対策を実施	対策に加えて河川氾濫への対策を実施	
		しており、対策が必要な大治浄水場に	しており、対策が必要な大治浄水場に	
		おいて止水壁の設置等の整備を <u>行って</u>	おいて止水壁の設置等の整備を <u>行っ</u>	事業完了に伴う修正
		<u>いる</u> 。	<u>た</u> 。	
		(3) \sim (5) (略)	(3)~(5)(略)	
		(6)停電対策として、次の整備を行って	(6)停電対策として、次の整備を行ってい	
		いる。	る。	
		ア〜イ (略)	ア〜イ (略)	
	59	ウ 広域かつ長時間の停電時にも配水を	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		継続可能とするため、取水場、浄水場		
		及び配水場に非常用発電設備を設置		
		するとともに、燃料備蓄量が 72 時間		
		分となるよう機能強化を <u>進めている。</u>	分となるよう機能強化を <u>行った。</u>	
		3 (略)	3 (略)	
		4 通信設備の整備	4 通信設備の整備	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		災害時においては、イントラネット、	(削除)	通信手段の見直しに
		一般加入電話、業務用局内電話、災害時		伴う修正
		優先電話、停電対応電話、MCA無線及		
		び衛星携帯電話を効果的に活用する。		
		<u>(1)イントラネットの回線は一部を除き二</u>		
		重化している。		
		(2)ファクシミリは一部内線電話網を使用		
		することができ、特定の施設には外線を		
		<u>使った一斉同報サービス (i F A X) を</u>		
		整備している。		
		(3) 固定電話の一部を災害時優先電話とし		
		て登録し、また、停電時も使用できる停		
		電対応電話機を整備している。		
		(4) 災害時の情報伝達手段の多様化を図る		
		ため、MCA無線を83台配備している。		
		(下水道施設と共通)		
		(5)停電を含む甚大な被害が発生し、電話、		
		イントラネット等の通信手段が断絶した		
		場合に各施設との情報共有を行うため、		
		衛星携帯電話を37台配備している。(下		
		水道施設と共通)		
		<u>(追加)</u>	各種情報の迅速徹底を図るため、情報	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
	61	(4) 災害時の情報伝達手段の多様化を図る		
		ため、MCA無線を83台配備している。		
		(水道施設と共通)		
		(5)停電を含む甚大な被害が発生し、電話、		
		イントラネット等の通信手段が断絶した		
		場合に各施設との情報共有を行うため、		
		衛星携帯電話を37台配備している。(水		
		道施設と共通)		
		(6) 水処理センター・ポンプ所間等を結ぶ		
		情報通信網の二重化を継続し、非常時に		
		おいても安定した施設運営を図る。		
		(追加)	各種情報の迅速徹底を図るため、情報通	
			信網の二重化等を行っている。	
		6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自	6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自	
		動車を4管路センターに計4台配備してい	動車を <u>管路センターに</u> 配備している。	
		る。		

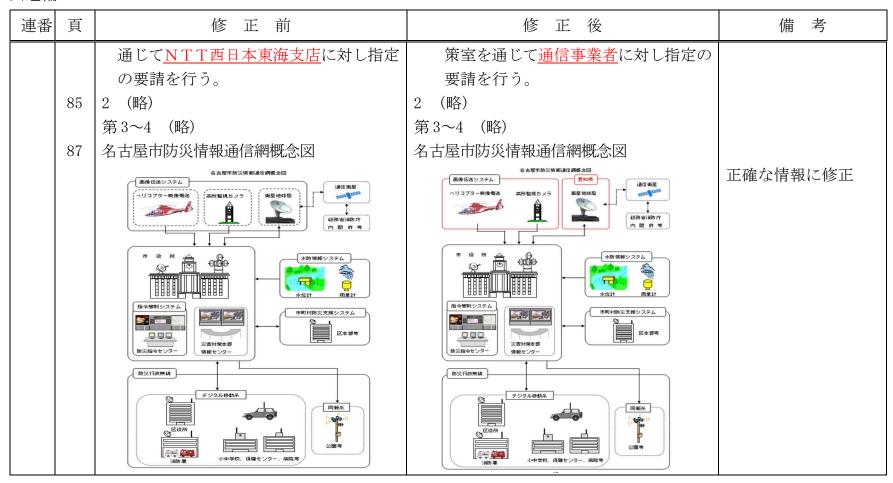
連番	頁			修正前	Ī			修正後	備考	
6	72		防災拠点	L点の整備 の役割及び 役割	本系		防災拠点	L点の整備 の役割及び 役割		
		災 市立病院 災害時の医療救護活動					(削除)	(削除)	<u>(削除)</u> (略)	市大化に伴う修正
		医 災害拠点 災害拠点病 (略) 療 病院 院(県指定) 活 (追加) (追加)					災害拠点 病院 <u>災害拠点</u>	災害拠点病 院(県指定) <u>災害拠点精</u>	(略) <u>愛知県精神医療</u>	
	73	動拠				動拠に	<u>精神科病</u> <u>院</u>	神 科 病 院 (県指定)	センター	
	13	点	災害協力 病院	医療救護所 からの患者 受入等	(略) <u>(追加)</u>	点	災害協力 病院	医療救護所 からの患者 受入等	(略) 市立大学医学部 附属みどり市民	
		(表	 [中)			(表	 {中)		<u>病院</u>	
	74	遺 (略) スポーツセンター 体 生涯学習センター		遺体安		(略)	スポーツセンター生涯学習センター			
		安 寺院 置 <u>富田北プール</u> 所							寺院 <u>(削除)</u>	
		2	防災拠点の	体系図		2	防災拠点の	体系図		

連番	頁	修正前	修正後	備考
	75	(図中) 災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) (各区医師会医療 救護活動本部) (災害協力病院) (市立中学校)	(図中) 災害医療活動拠点 (削除) (災害拠点病院) (各区医師会医療 救護活動本部) (災害協力病院) (市立中学校)	市大化に伴う修正
		第2 防災拠点施設の整備	第2 防災拠点施設の整備	
	76	(表中)	(表中)	
		・電源手術室・治療室の機能確保、入院患者の治療体制等の確保のための電源確保・治排水災害用給水栓の設置、排水機能の確保・通信防災行政無線の機能確保・通信防災行政無線の機能確保・備蓄医薬品等の備蓄、患者用食糧の備蓄、水の備蓄、携帯トイレの備蓄	(削除)	市大化に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
7	78	第7節 地震防災上緊急に整理すべき施設等の整備計画第1(略)第2 市設建築物の耐震性能の現状平成7年度から令和2年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。営繕・学校施設:対象施設1,398棟を耐震診断(除却施設を除く) 企業局等施設:対象施設のうち217棟を耐震診断また、平成7年度から令和2年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。営繕・学校施設:829棟(68棟の除却等を除く)	和 56 年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕・学校施設:対象施設 1,537 棟を耐震診断(削除) 企業局等施設:対象施設のうち 217 棟を耐震診断	時点修正

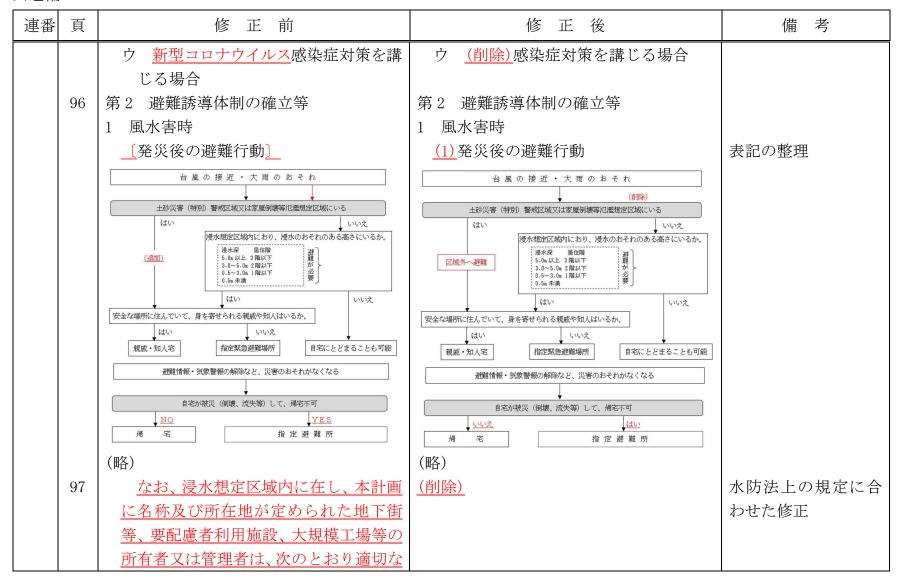
連番	頁				修	E	前					修正後									備考	
	79						耐震診断			耐震							耐震診断			耐震		
			区.	区分		評価 I	評価 II — 1	評価 II — 2	評価Ⅱ計	対策		区:		分	診断種数	評価 I	評価 II — 1	評価 I - 2	評価 I 計	対策済		
		ВЛ		動中核拠点	2	0	0	2	2	2			防災活	動中核拠点	2	0	0	2	2	2		
				営繕施設 企業局施設	73	49	19 5	5	24 6	23				営繕施設	73	49	19	5	24	23		
			地域防災	止耒何灺設	14	8	ə	1	ь	11			地域防災	企業局施設	14	8	5	1	6	11		
			活動拠点	li†	87	57	24	в	30	34				計	87	57	24	6	30	34		
		防	災害医療	企業局施設	12	3	4	5	9	9		防	災害医療	企業局施設	12	3	4	5	9	9		
		災	活動拠点	市立大学病院	3	0	1	2	3	3		災	活動拠点	市立大学病院	3	0	1	2	3	3		
		拠点		dž	15	3	5	7	12	12		拠点		ā†	15	3	5	7	12	12		
		施設	指定	営繕・学校施設	1,085	356	<u>532</u>	197	729	729		施設	指定	営繕・学校施設	1,086	356	533	197	730	730		
			避難所	企業局施設	4	0	4	0	4	4			避難所	企業局施設	4	0	4	0	4	4		
				li†	1,089	356	<u>536</u>	197	733	733				計	1,090	356	<u>537</u>	197	734	734		
			福行	祉避難所	16	9	7	0	7	7			福名	上避難所	16	9	7	0	7	7		
				<u>‡</u> †	1,209	425	<u>572</u>	212	784	788				計	1,210	425	573	212	<u>785</u>	789		
			営繕・学校施		222	144	60	18	78	<u>68</u>			防災拠点 以外の施設		営繕・学校施設	222	144	60	18	78	<u>70</u>	
			防災拠点 以外の施設	企業局施設	189	95	57	37	94	92		企業局施設			189	95	57	37	94	92		
				ā†	411	239	117	55	172	160				â†	411	239	117	55	172	162		
			合	it it	1,620	664	689	267	956	948			合	計	1.621	664	690	267	957	<u>951</u>		
	80					Į.	第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な						要な									
		施設								施設	•											
		令和 <u>2</u> 年4月1日現在 (表中)				1 目	現在						令和	<u>5</u> 年	4月	1 目	現在					
							((表	(中)								時点修正					
		‡	也域防災	Ę	区役所	f(支那	Ť)		(<u>*</u>)			地	域防災	. [区役所	(支所	r)	<u> </u>	削除)			
		Ť	舌動拠点	Ā	• 保傾	セン	ター					活	動拠点		・保健	センタ	ター					

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		※千種区役所と他団体施設の合築建築物 において、市所有部分は耐震性を満たし ているものの、他団体の所有部分が耐震 性を満たしていないことにより、機能継 続性を確保するため、合築建築物の改築	(削除)	施設改修に伴う修正
		について検討を進めている。		
8	83	第9節 防災情報網の整備 第1 情報・通信機器の整備	第9節 防災情報網の整備 第1 情報・通信機器の整備	
		1 (略) 2 無線電話	1 (略) 2 無線電話	
		(1) (略)	(1) (略)	
		(2) その他局用無線	(2)その他局用無線 (削除)局内業務用無線で、消防無線 (削除)がある。 3~9 (略)	通信手段の見直しに伴う修正
	84	第 2 通信連絡手段の確保及び活用	\$ 2 通信連絡手段の確保及び活用	
		1 災害時優先電話の指定	1 災害時優先電話の指定	
		(1)(略)	(1)(略)	
		(2)指定の要請	(2) 指定の要請	
		各局・室・区は、災害時優先電話の指	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
		定を受ける必要がある加入電話・FAX について、防災危機管理局危機対策室を	,,,, = = , , , , , = , , , = , , , = , , , , = ,	



連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
9	88	第10節 救護・救援体制の整備	第10節 救護・救援体制の整備	
		第1~2 (略)	第1~2 (略)	
		第3 応急医療体制の整備	第3 応急医療体制の整備	
	90	1 (略)	1 (略)	
		2 医薬品・衛生材料の確保	2 医薬品・衛星材料の確保	
		災害直後の医療・助産・保健救護活動	災害直後の医療・助産・保健救護活動	
		に保健センター <u>、市立病院</u> 等の救護班が	に保健センター <u>(削除)</u> 等の救護班が使用	市大化に伴う修正
		使用する医薬品・衛生材料は、それぞれ	する医薬品・衛生材料は、それぞれの場	
		の場所において備蓄し、応急的補充分と	所において備蓄し、応急的補充分として、	
		して、港防災センターに備蓄する。	港防災センターに備蓄する。	
		3 市立病院の医療機能の確保	(削除)	
		市立病院は、特に重傷者の治療、収容		
		を行う災害医療活動拠点として診療機		
		能を維持するため、電気・水・ガス等の		
		ライフラインの確保、医薬品・衛生材料・		
		給食材料等の備蓄、施設・設備の安全確		
		保、緊急連絡体制の整備、災害対応マニ		
		ュアルの見直し等を行う。		
		4 名古屋区域地域災害医療部会	3 名古屋区域地域災害医療部会	
		地震災害発生時に迅速に関係機関が	地震災害発生時に迅速に関係機関が参	
		参集し、地域における医療ニーズや医療	集し、地域における医療ニーズや医療資源	
		資源を把握し、的確に分析した上で医療	を把握し、的確に分析した上で医療チーム	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備考
		チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。	等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。	
	91	(資料) <u>(追加)</u>	(資料) ・災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり 師・きゅう師の救護活動に関する協定書 (市対県鍼灸マッサージ師会) (附属資料編 計画参考 42)	新たな協定の締結に 伴う追記
10	92 94	第 11 節 避難体制の整備 第 1 指定緊急避難場所・指定避難所の 確保 1 (略) 2 指定避難所 (1)~(2)(略)	確保 1 (略) 2 指定避難所 (1)~(2)(略)	
	95	(3)施設内のスペース ア〜イ (略)	(3)施設内のスペース ア〜イ (略)	



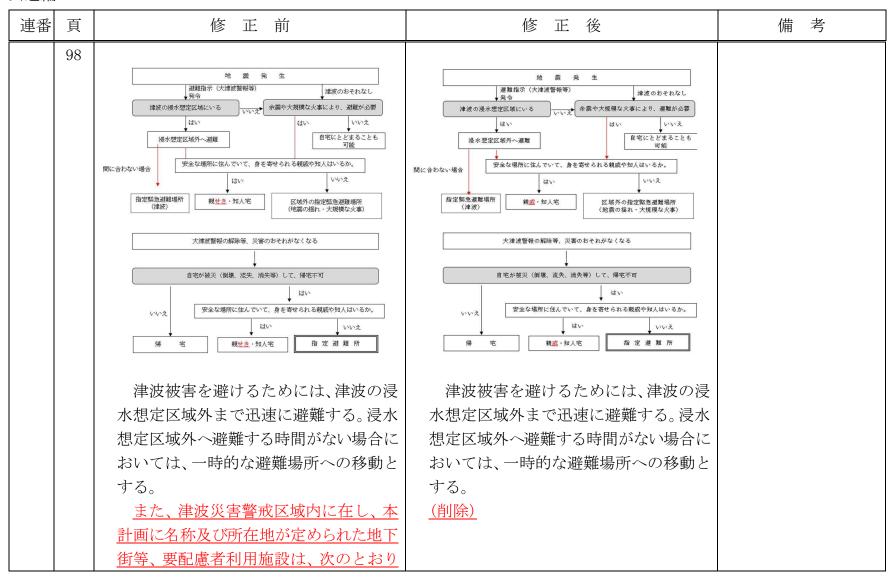
連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	97	行動をとるものとする。		
		地下街等の所有者又は管理者は、その		
		利用者の洪水時、雨水出水時及び高潮時		
		(以下、洪水時等という)の円滑かつ迅		
		速な避難の確保及び洪水時等の浸水の		
		防止を図るために必要な訓練その他の措		
		置に関する計画を作成・公表するととも		
		に、当該計画に従って避難の確保及び浸		
		水の防止のための訓練を実施するほか、		
		自衛水防組織を設置しなければならな		
		<u>V)。</u>		
		要配慮者利用施設の所有者又は管理		
		者は、その利用時の洪水時等の円滑かつ		
		迅速な避難確保を図るために必要な訓練		
		その他の措置に関する計画を作成すると		
		ともに、当該計画に従って避難の確保の		
		ための訓練を実施しなければならない。		
		また、自衛水防組織の設置に努める。		
		大規模工場等の所有者又は管理者は、		
		洪水時等の浸水の防止を図るために必要		
		な訓練その他の措置に関する計画を作成		
		<u>するとともに、当該計画に従って浸水の</u>		

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	97	防止のための訓練を実施するほか、自衛		
		水防組織の設置に努める。		
		また、土砂災害警戒区域内に在し、本		
		計画に名称及び所在地が定められた要配		
		慮者利用施設の所有者又は管理者は、急		
		傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある		
		場合における当該要配慮者利用施設を		
		利用している者の円滑かつ迅速な避難の		
		確保を図るために必要な訓練その他の措		
		置に関する計画を作成するとともに、当		
		該計画に従って避難確保のための訓練を		
		実施しなければならない。		
		(追加)	(2)地下街等、要配慮者利用施設及び大	
			規模工場等における措置について	
			名古屋市は水防法第15条第4項に	
			基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水	
			想定区域又は高潮浸水想定区域(以下	
			「浸水想定区域」という。)内に地下	
			街等、要配慮者利用施設及び大規模な	
			工場その他の施設がある場合は、名古	
			屋市地域防災計画に施設の名称及び	
			所在地を定めるものとし、計画に定め	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	97		られた要配慮者利用施設に対しては、	
			避難確保計画の作成又は避難訓練の	
			実施に関し必要な助言又は勧告するこ	
			とができる。ただし、大規模工場等は、	
			当該施設の所有者又は管理者からの	
			申出があった場合に限る。	
			なお、本計画に名称及び所在地が定め	
			られた地下街等、要配慮者利用施設、大	
			規模工場等の所有者又は管理者は、次の	
			とおり適切な行動をとるものとする。	
			ア 地下街等の所有者又は管理者にお	
			<u>ける措置</u>	
			<u>(ア)計画の作成</u>	
			単独で又は共同して、当該地下街	
			等の利用者の洪水時等の円滑かつ	
			迅速な避難確保を図るために必要な	
			訓練その他の措置に関する計画を作	
			成し、名古屋市長に報告するととも	
			<u>に、公表しなければならない。</u>	
			(イ)訓練の実施	
			上記計画に従って避難の確保及	
			び浸水の防止のための訓練を行わな	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	97		<u>ければならない。</u>	
			(ウ)自衛水防組織の設置	
			地下街等の利用者の洪水時等の	
			円滑かつ迅速な避難の確保及び浸	
			水防止を行う自衛水防組織を設置	
			し、名古屋市長へ報告しなければな	
			<u>らない。</u>	
			イ 要配慮者利用施設の所有者又は管	
			理者における措置	
			(ア)計画の作成	
			当該要配慮者利用施設の利用者	
			の洪水時等の円滑かつ迅速な避難	
			確保を図るために必要な訓練その他	
			の措置に関する計画を作成し、名古	
			屋市長に報告しなければならない。	
			(イ)訓練の実施	
			上記計画に従って避難の確保の	
			ための訓練を実施し、その結果を名	
			古屋市長へ報告しなければならな	
			<u> </u>	
			(ウ)自衛水防組織の設置	
			要配慮者利用施設の利用者の洪	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			水時等の円滑かつ迅速な避難の確	
			保を行う自衛水防組織の設置に努	
			め、設置したならば名古屋市長へ報	
			告しなければならない。	
			ウ 大規模工場等の所有者又は管理者	
			における措置	
			(ア)計画の作成	
			大規模工場等の洪水時等の浸水	
			防止を図るために必要な訓練その他	
			の措置に関する計画の作成に努めな	
			<u>ければならない。</u>	
			(イ)自衛水防組織の設置	
			大規模工場等の洪水時等の浸水	
			防止を行う自衛水防組織の設置に	
			努め、設置したならば名古屋市長に	
			報告しなければならない。	
	98	2 地震発生時	2 地震発生時	
			<u>(1)</u> 発災後の避難行動	表記の整理



連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	98	適切な行動をとるものとする。		
		地下街等の所有者又は管理者は、その		
		利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な		
		避難確保を図るために、訓練その他の措		
		置に関する計画を作成・公表するととも		
		に、当該計画に従って避難確保のための		
		訓練を実施し、その結果を報告しなけれ		
		<u>ばならない。</u>		
	99	要配慮者利用施設の所有者又は管理		
		者は、津波発生時における利用者の円滑		
		かつ迅速な避難の確保を図るために必要		
		な訓練その他の措置に関する計画を作		
		成・公表するとともに、当該計画に従っ		
		て避難確保のための訓練を実施し、その		
		<u>結果を報告しなければならない。</u>		
		なお、地震などで、大規模な火事が発	なお、地震などで、大規模な火事が発	
		生した場合は、大規模な火事に対する指	生した場合は、大規模な火事に対する指	
		定緊急避難場所である広域避難場所に	定緊急避難場所である広域避難場所に	
		避難するよう周知に努める。	避難するよう周知に努める。	
		(追加)	(2)地下街等、要配慮者利用施設及び大	
			規模工場等における措置について	
			名古屋市は水防法第15条第4項に	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	99		基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水	
			想定区域又は高潮浸水想定区域(以下	
			「浸水想定区域」という。)内に地下	
			街等、要配慮者利用施設及び大規模な	
			工場その他の施設がある場合は、名古	
			屋市地域防災計画に施設の名称及び	
			所在地を定めるものとし、計画に定め	
			られた要配慮者利用施設に対しては、	
			避難確保計画の作成又は避難訓練の	
			実施に関し必要な助言又は勧告するこ	
			とができる。ただし、大規模工場等は、	
			当該施設の所有者又は管理者からの	
			申出があった場合に限る。	
			なお、本計画に名称及び所在地が定	
			められた地下街等、要配慮者利用施	
			設、大規模工場等の所有者又は管理者	
			は、次のとおり適切な行動をとるもの	
			<u>とする。</u>	
			ア 地下街等の所有者又は管理者にお	
			<u>ける措置</u>	
			<u>(ア)計画の作成</u>	
			単独で又は共同して、当該地下街	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	99		等の利用者の津波発生時の円滑か	
			つ迅速な避難確保を図るために必要	
			な訓練その他の措置に関する計画を	
			作成し、名古屋市長に報告するとと	
			もに、公表しなければならない。	
			<u>(イ)訓練の実施</u>	
			上記計画に従って避難の確保の	
			ための訓練を実施し、その結果を名	
			古屋市長へ報告しなければならな	
			<u> </u>	
			イ 要配慮者利用施設の所有者又は管	
			理者における措置	
			<u>(ア)計画の作成</u>	
			当該要配慮者利用施設の利用者	
			<u>の津波発生時の円滑かつ迅速な避</u>	
			難確保を図るために必要な訓練その	
			他の措置に関する計画を作成し、名	
			<u>古屋市長に報告しなければならな</u>	
			<u> </u>	
			(イ)訓練の実施	
			上記計画に従って避難の確保の	
			ための訓練を実施し、その結果を名	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			古屋市長へ報告しなければならな	
			<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
11	100	第 12 節 要配慮者対策	第 12 節 要配慮者対策	
		要配慮者を災害から守るために、要配慮	要配慮者を災害から守るために、要配慮	
		者自身の防災行動を向上させるための行動	者自身の防災行動を向上させるための行動	
		指針を作成 <u>(追加)</u> 啓発に努めるとともに、	指針を作成 <u>し、</u> 啓発に努めるとともに、日	誤記修正
		日頃から行政と地域住民が連携して要配	頃から行政と地域住民が連携して要配慮	
		慮者を支援する体制づくりを進めるものと	者を支援する体制づくりを進めるものとす	
		する。	る。	
		第1 避難·誘導対策	第1 避難・誘導対策	
		1 (略)	1 (略)	
		2 要配慮者情報の整備	2 要配慮者情報の整備	
		要配慮者に関する情報について平常時	要配慮者に関する情報について平常時	
		から整理を行うとともに、災害発生直後	から整理を行うとともに、災害発生直後	
		にはこれら <u>(追加)</u> 情報をもとに、要配慮	にはこれら <u>の</u> 情報をもとに、要配慮者の	
		者の安否確認を始めとする救護・救援等	安否確認を始めとする救護・救援等が迅	
		が迅速に実施できるよう、日頃から行政	速に実施できるよう、日頃から行政と地	
		と地域住民との協力体制づくりを進める	域住民との協力体制づくりを進めるもの	
		ものとする。	とする。	
		3 避難行動要支援者名簿に掲載する者	3 避難行動要支援者名簿に掲載する者	
		(1)避難行動要支援者名簿の作成	(1)避難行動要支援者名簿の作成	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		ア〜カ (略)	ア〜カ (略)	
		キ 難病患者のうち次に掲げる者	キ 難病患者のうち次に掲げる者	
		(ア)(略)	(ア)(略)	
	101	(イ) <u>イ</u> スモン、劇症肝炎、プリオン病、	(イ) <u>(削除)</u> スモン、劇症肝炎、プリオ	誤記修正
		重症急性膵炎による愛知県特定疾	ン病、重症急性膵炎による愛知県	
		患医療給付事業対象者	特定疾患医療給付事業対象者	
		4 避難行動支援者名簿の外部提供	4 避難行動支援者名簿の外部提供	
		平常時において避難行動要支援者名	平常時において避難行動要支援者名	
		簿に記載された情報の外部提供を行うに	簿に記載された情報の外部提供を行うに	
		あたっては、避難行動要支援者名簿に掲	あたっては、避難行動要支援者名簿に掲	
		載された本人から同意を得た <u>うえ</u> で行う	載された本人から同意を得た上で行うも	表記の整理
		ものとする。また、災害が発生 <u>または</u> 災	のとする。また、災害が発生 <u>又は</u> 災害が	
		害が発生するおそれのある場合において	発生するおそれのある場合においては、	
		は、災害対策本部員会議で本部長の決定	災害対策本部員会議で本部長の決定を	
		を経た上で不同意者を含む名簿情報の	経た上で不同意者を含む名簿情報の提	
		提供を <u>(追加)</u> 行うものとする。なお、こ	供を <u>避難支援等関係者(行政機関、地域</u>	
		の場合は平常時の提供先のみならず、避	住民など、避難行動要支援者に対する避	
		難支援等の実施に必要な限度で幅広い	難支援に関わる者) に対して行うものと	
		対象へ名簿情報を提供するものとする。	する。なお、この場合は平常時の提供先	
			のみならず、避難支援等の実施に必要な	
			限度で幅広い対象へ名簿情報を提供す	
			るものとする。	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	101	(1)平常時における名簿情報の提供先	(1)平常時における名簿情報の提供先	
		(避難支援等関係者となる者)	(削除)	
		(2)災害が発生 <u>または</u> 災害が発生するお	(2)災害の発生 <u>又は</u> 災害が発生するおそ	
		それのある場合の名簿情報の提供先の例	れのある場合の名簿情報の提供先の例	
		(3) (略)	(3) (略)	
		(4)名簿情報の提供に際し情報漏えいを	(4)名簿情報の提供に際し情報漏えいを	
		防止するための措置	防止するための措置	
		(追加)	ア 平常時	表記の整理
		「助け合いの仕組みづくり」に取組む	「助け合いの仕組みづくり」に取組む	
		意思決定をした自主防災組織等の地域	意思決定をした自主防災組織等の地	
		団体へ名簿情報を提供する際には、個人	域団体へ名簿情報を提供する際 <u>(削</u>	
		情報の取扱等に関し区役所と協定を締	<u>除)</u> は、個人情報の取扱等に関し区役	
		結し、管理規約の提出を求めた <u>うえ</u> で実	所と協定を締結し、管理規約の提出を	
		施するものとする。	求めた <u>上</u> で実施するものとする。	
		(追加)	<u>イ 災害発生時</u>	
			4(2)に定める提供先へ名簿情報を	
			提供する際は、提供した避難行動要支	
			援者名簿を紛失しないこと、避難行動	
			要支援者の安否の確認や避難の支援	
			の活動が完了したときは避難行動要支	
			援者名簿を返却すること、安否の確認	
			等の活動により知り得た個人情報を他	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
			に漏らさないこと等の個人情報の保護	
			に関する必要な事項を周知するものと	
			<u>する。</u>	
		5 外国人等に対する対策	(削除)	
		(1) 多言語及びルビ付日本語による外		
		国人向けの生活情報冊子を作成・配布		
		するとともに、ラジオで防災に関する		
		外国語放送を行い、平常時から外国人		
		の風水害等に関する知識の啓発と防		
		災行動力の向上に努めるものとする。		
		(2)(公財)名古屋国際センターの協力を		
		得ながら、外国公館や外国人関係団体		
		との連携を強化し、情報提供、被災相		
		談等、災害時の外国人に対する救援活 ない。第25年に対する対策活		
		動が円滑に行えるような体制づくりに		
		努めるものとする。		
	100	6 <u>(追加)</u> 個別避難計画	5 避難行動要支援者に係る個別避難計画	個別避難計画に関す
	102	(1)個別避難計画の作成	(1)個別避難計画の作成	る詳細の追記
		避難行動要支援者を対象に、 <u>その住ま</u>	避難行動要支援者を対象に、居住して	
		いがハザード等の影響が大きく、また、	いる地域のハザードや心身の状況などに	
		心身の状況などにより特に支援を要する	より特に支援を要する方から順次同意確	
		方から順次同意確認の <u>うえ</u> 、令和3年度	認の上、令和3年度よりおおむね5年程	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	102	よりおおむね5年程度で作成するよう取	度で作成するよう取り組みを進める。 <u>(削</u>	
		り組みを進める。 また、作成後に避難行	<u>除)</u>	
		動に影響があると思われる状況の変化が		
		あった場合には、計画更新の検討を行う。		
		<u>(2)</u> 記載内容	<u>了</u> 記載内容	
		①避難行動要支援者に関する事項	<u>(ア)</u> 避難行動要支援者に関する事項	
		②避難支援等実施者に関する事項	<u>(イ)</u> 避難支援等実施者に関する事項	
		氏名又は名称・住所又は居所・電話	氏名又は名称・住所又は居所・電話	
		番号その他の連絡先 <u>・避難施設その他</u>	番号その他の連絡先 <u>(削除)</u>	
		の避難場所及び避難経路その他の避		
		難経路等		
		<u>③</u> その他市長が必要と認める <u>ものを記</u>	<u>(ウ)</u> その他市長が必要と認める <mark>事項</mark>	
		<u>載する。</u>		
		<u>(追加)</u>	イ 個別避難計画作成に必要な個人情	
			報及びその入手方法	
			避難行動要支援者名簿に記載され	
			た個人情報等を利用し、個別避難計画	
			を作成する。	
			ウ 個別避難計画の作成に係る協定の	
			締結	
			個別避難計画の作成にあたり、福祉	
			サービス事業者等の個別避難計画の	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	102		作成を支援する者(以下「計画作成支	
			援者」という。) へ秘密情報を提供す	
			る際は、事前に秘密情報の共有に関す	
			る秘密保持協定を締結するものとす	
			<u> </u>	
			(2)個別避難計画の更新	
			計画作成後、本人の心身の状況や取り	
			巻く環境の変化等に従って、計画を修正	
			する必要がある場合は、その内容を適時	
			適切に更新する。	
			(3)個別避難計画の外部提供	
			平常時において個別避難計画に記載	
			された情報の外部提供を行うにあたっ	
			ては、個別避難計画の対象者本人から	
			同意を得た上で避難支援等の実施に必	
			要な限度において行うものとする。ま	
			<u>た、災害が発生又は災害が発生するお</u>	
			<u>それのある場合においては、避難支援</u>	
			等の実施に必要な限度で、個別避難計	
			画の対象者本人の同意なしに、避難支	
			援等関係者等へ個別避難計画に記載さ	
			れた情報を提供できるものとする。	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	102		ア 平常時における個別避難計画の提	
			供先	
			(ア)個別避難計画作成対象者本人又	
			<u>はその家族</u>	
			(イ)個別避難計画に記載された緊急	
			連絡先	
			(ウ)計画作成支援者	
			(エ)個別避難計画に記載された避難	
			支援等実施者等	
			イ 平常時における個別避難計画避難	
			に記載された情報の提供先	
			自主防災組織等の地域団体	
			ウ 災害が発生又は災害が発生するお	
			それのある場合の個別避難計画に記	
			載された情報の提供先の例	
			(ア)自主防災組織等の地域団体	
			(イ)愛知県警察	
			(ウ)避難所代表管理者	
			(工)福祉事業者	
			(才)障害者団体	
			<u>(カ)自衛隊等</u>	
			(4)個別避難計画の提供に係る情報漏え	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	102		<u>いの防止</u>	
			<u>ア 平常時</u>	
			個別避難計画に記載された情報を	
			<u>5(3)イに定める提供先へ提供する際</u>	
			は、個人情報の取扱い等に関し協定	
			を締結し、管理規約の提出を求めた	
			上で実施するものとする。なお、個	
			別避難計画に記載された情報の提供	
			に際して、個人情報の保護に関する	
			<u>必要な事項を周知するものとする。</u>	
			<u>イ 災害発生時</u>	
			避難支援等関係者に個別避難計画	
			を提供する際は、提供した個別避難	
			計画を紛失しないこと、避難行動要	
			支援者の安否の確認や避難の支援の	
			活動が完了したときは個別避難計画	
			を返却すること、安否の確認等の活	
			動により知り得た個人情報を他に漏	
			<u>らさないこと等の個人情報の保護に</u>	
			関する必要な事項を周知するものと	
			<u>する。</u>	
			(5)要配慮者が円滑に避難のための立退	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
	102		きを行うことができるための通知又は	
			警告の配慮	
			災害に関する予報若しくは警報の通	
			<u>知を受けた場合等において、必要があ</u>	
			<u>ると認めるときは、住民その他関係の</u>	
			<u>ある公私の団体に対し、予想される災</u>	
			<u>害の事態及びこれに対してとるべき避</u>	
			難のための立ち退きの準備その他の措	
			置について、必要な通知又は警告をす	
			<u>るものとする。</u>	
			(6)避難支援等関係者の安全確保	
			避難支援等関係者が、地域の実情や	
			災害の状況に応じて、可能な範囲で避	
			難支援等を行うことができるよう、避	
			難支援等関係者の安全確保に十分に	
			配慮するものとする。	
		<u>5</u> 外国人等に対する対策	6 外国人等に対する対策	
12	103	第 13 節 防災意識の啓発及び防災訓練	第 13 節 防災意識の啓発及び防災訓練	
		第1 防災意識の啓発	第1 防災意識の啓発	
		$1\sim2$ (略)	1~2 (略)	
	105	3 市民・ <u>企業</u> に対する防災教育及び広報	3 市民・ <u>事業所</u> に対する防災教育及び	表記の整理
			広報	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		4 (略)	4 (略)	
	108	5 防災上重要な施設管理者に対する教育	(削除)	
		危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場		
		など不特定多数の者が出入りする施設等		
		防災上重要な施設の管理者が、地震発生		
		時に適切な行動がとれるよう、防火・防		
		災管理講習等の機会を通じて防災教育		
		<u>を図る。</u>	## 0	
		第2 防災訓練	第2 防災訓練	
	100	1 (略)	1 (略)	
	109	2 総合訓練	2 総合訓練	
		(1)本市の水防訓練	(1)本市の水防訓練	
		ア (略)	ア (略)	
		イ 訓練参加者	イの訓練参加者	
		名古屋市、愛知県警察、住民 <u>(追加)</u>	名古屋市、愛知県警察、住民 <mark>等</mark>	表記の整理
		ウ (略)	ウ (略)	
		(2)本市の防災訓練	(2)本市の防災訓練	
		市は、市防災会議の主唱に基づき、	市は、市防災会議の主唱に基づき、	
		毎年8月30日から9月5日の防災週	毎年8月30日から9月5日の防災週	
		間 <u>(追加)</u> を中心に、市及び防災関係機	間及び11月5日の津波防災の日を中	防災活動訓練の見直
		関並びに民間企業、市民の参加を得	心に、市及び防災関係機関並びに民間	しに伴う修正
		て、本計画の具体的な運用等の検証を	企業、市民の参加を得て、本計画の具	

共通編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		目的とする大規模な地震に関する総合	体的な運用等の検証を目的とする大	
		防災訓練を実施する。	規模な地震に関する総合防災訓練を	
			実施する。	
		訓練内容は、地震規模や被害の想定	訓練内容は、地震規模や被害の想定	
		を明確にするとともに、様々な条件を	を明確にするとともに、様々な条件を	
		設定することにより、より実践的なも	設定することにより、より実践的なも	
		のとし、次のとおり実施する。	のとし、次のとおり実施する。	
		ア 東海地震を想定した予知対応型	ア 東海地震を想定した予知対応型	
		訓練	訓練	
		警戒宣言時の地震防災応急対策の	警戒宣言時の地震防災応急対策の	
		周知、関係機関及び市民の自主防災体	周知、関係機関及び市民の自主防災体	
		制との連携強化を目的として、地震予	制との連携強化を目的として、地震予	
		知情報等の発表に基づく職員の参集	知情報等の発表に基づく職員の参集	
		訓練、警戒宣言時等の情報の伝達・広	訓練、警戒宣言時等の情報の伝達、広	
		報 <u>(追加)</u> の訓練、あるいは地震防災	報及び広聴活動の訓練、あるいは地震	広聴活動に関する記
		応急対策の実施訓練などを実施する。	防災応急対策の実施訓練などを実施	述の追記
		訓練の内容は、次のとおりとする。	する。	
			訓練の内容は、次のとおりとする。	
	110	(ア)(略)	(ア)(略)	
		(イ)地震予知情報等の通知、伝達、広	(イ)地震予知情報等の通知、伝達、広	
		報 <u>(追加)</u> の訓練	報 <u>及び広聴活動</u> の訓練	
		(ウ)~(カ)(略)	(ウ)~(カ)(略)	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発	イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発	
		対応型訓練	対応型訓練	
		南海トラフ巨大地震の被害想定の	南海トラフ巨大地震の被害想定の	
		周知、関係機関及び市民の自主防災体	周知、関係機関及び市民の自主防災体	
		制との連携強化を目的として、突発型	制との連携強化を目的として、突発型	
		地震発生時の職員の参集訓練、大津波	地震発生時の職員の参集訓練、大津波	
		警報等の情報の伝達 <u>・</u> 広報 <u>(追加)</u> の	警報等の情報の伝達、広報及び広聴活	
		訓練、あるいは地震防災応急対策の実	<u>動</u> の訓練、あるいは地震防災応急対策	
		施訓練などを実施する。	の実施訓練などを実施する。	
		(ア)(略)	(ア)(略)	
		(イ)大津波警報等の通知、伝達 <mark>及び</mark> 広	(イ)大津波警報等の通知、伝達、広報	
		報 <u>(追加)</u> の訓練	<u>及び広聴活動</u> の訓練	
13	112	第 14 節 地域防災力の向上	第 14 節 地域防災力の向上	
		第1 地域での助け合い	第1 地域での助け合い	
		大規模災害においては、被災者一人ひと	大規模災害においては、被災者一人ひと	
		りに行政の救い <u>(追加)</u> 手が回るのに相当の	りに行政の救い <mark>の</mark> 手が回るのに相当の時間	表記の整理
		時間が必要となる。(略)	が必要となる。(略)	
14	121	第 17 節 火災予防計画	第17節 火災予防計画	
		第1 火災予防対策	第1 火災予防対策	
		1 自主防火管理体制の強化	1 自主防火管理体制の強化	
		(1)~(3)(略)	(1)~(3)(略)	
		(4)防火・防災管理教育担当者講習	(削除)	誤記修正

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		防火管理業務の一部を受託してい		
		る警備会社等において、指導教育的職		
		<u>務にある者に対し、防火管理に関する</u>		
		知識、技能を取得させ、自社派遣隊員		
		の資質向上を図るための講習		
		(5)防火・防災管理者教育担当者再講習		
		防火管理者教育担当者の資格を有		
		している者に対して、5年以内ごとに、		
		法令改正等の知識、技能を習得させる		
		<u>ための講習</u>	o (mts)	
		2~4 (略)	2~4 (略)	
	123	5 火災予防査察の実施	5 火災予防査察の実施	
		防火対象物の火災予防査察については、	防火対象物の火災予防査察については、	
		毎年度、消防長が示す査察方針及び行政区	毎年度、消防局長が示す査察方針及び行政	
		における防火対象物の特性に基づき、必要	区における防火対象物の特性に基づき、必	
		とされる防火対象物を抽出した査察計画に	要とされる防火対象物を抽出した査察計画	
		基づき実施する。	に基づき実施する。	
		(1)~(3)(略)	(1)~(3)(略)	
		(4)特別査察	(4)特別查察	
		特定の業態の査察対象物若しくは	特定の業態の査察対象物若しくは	
		特定の区域内にある査察対象物につい	特定の区域内にある査察対象物につい	
		て、 <u>消防長</u> が火災予防上若しくは災害	て、 <u>消防局長</u> が火災予防上若しくは災	

連番	頁	修正前	修 正 後	備考
		防止上必要があると認め、又は火災若	害防止上必要があると認め、又は火災	
		しくは災害が発生したならば人命に危	若しくは災害が発生したならば人命に	
		険があると認めた場合に実施する。	危険があると認めた場合に実施する。	
15	135	第22節 鉄道災害予防計画	第 22 節 鉄道災害予防対策	
		第1 (略)	第1 (略)	
		第2 各鉄道事業者の災害予防対策	第2 各鉄道事業者の災害予防対策	
		【市営交通】(略)	【市営交通】(略)	
		【東海旅客鉄道㈱】(略)	【東海旅客鉄道㈱】(略)	
	136	【日本貨物鉄道㈱東海支社】(略)	【日本貨物鉄道㈱東海支社】(略)	
		【名古屋鉄道㈱】	【名古屋鉄道㈱】	
		1 安全管理のための広報、体制の整備	1 安全管理のための広報、体制の整備	
		踏切事故を防止するため、全国交通安	踏切事故を防止するため、全国交通安	
		全週間中に、踏切事故防止キャンペーン	全週間中に、踏切事故防止キャンペーン	
		を実施し、主要な踏切で係員がドライバ	を実施し、駅構内および列車内において	踏切事故防止に関す
		一や通行者を対象に事故防止を呼びかけ	PR放送の実施、案内表示器へのPR文	る啓発活動の変更に
		る。また、踏切事故防止をPRしたリー	章の表示、ポスターの掲出等により、当	伴う修正
		フレット及びノベルティを作成し、踏切	<u>社利用者を対象に事故防止を呼びかけ</u>	
		事故防止の啓発活動に使用する。	<u> 3</u> .	